

小値賀中学校いじめ防止基本方針

小値賀町立小値賀中学校

平成26年2月 策定
令和 7年5月 改訂

小値賀中学校いじめ防止基本方針

《学校教育目標及び目指す生徒像》

「自分で考え、正しく判断し、最後までやり抜く生徒」を目指して

- ①求めて学ぶ生徒 ②思いやりのある生徒 ③たくましい生徒

《PTA との連携》

PTA懇談会などさまざまな機会を利用して、生徒のがんばりや長所、心配なことなどをこまめに保護者に連絡し、日頃から保護者との信頼関係を築く。

《学校》

支援委員会

校長、教頭、生徒指導主事
養護教諭、担任等

いじめ・不登校対策委員会

教師全員

《関係機関》

- 子ども女性障害者支援センター
- 警察
- 長崎県教育センター
- 民生児童委員、主任児童委員
- スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー

《いじめの未然防止》

「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、いじめの未然防止を重視し、すべての子どもをいじめに向かわせることなく、心の通い合う対人関係を構築できる人間性や社会性のある大人へと育てることが必要である。すべての子どもが安心・安全に学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく中で、自己有用感や充実感を感じて生活することを、いじめの未然防止の基本と考える。

1 わかる授業づくり

生徒の主体的に取り組む態度の育成を図るために授業改善を図り、家庭や地域の方々に授業を公開するとともに、教師の適切な言動や生徒の学習規律、学力、自己有用感を高める。

2 道徳、特別活動、総合的な学習の時間における体験活動の充実

特に他者との関りを通して、生徒自らが人と関わることの大切さに気づき、関わり合いながらの絆づくり・居場所づくりを進める。また、人の役に立っている、認められているといった自己有用感を獲得させる。さらに、小中高一貫による人権教育の充実を図る。

3 生徒会活動の活性化

いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるように、諸活動やその内容等を生徒たちに考えさせる。

4 生徒指導の充実

正しい身なり、大きな声による挨拶や返事を指導するとともに、きまりやルールを順守させる。また、早寝、早起き、朝ご飯など、健康的な生活リズムをつくらせる。

5 生徒理解等のための校内研修の充実

県教育センター等の研修会への参加や、心理や福祉の専門家等を活用した校内研修を企画し、カウンセリング能力等の向上を図る。

6 保護者や地域との連携

PTA活動や地域行事等に積極的に参加する中で、自己の役割と責任を果たし、多くの人に支えられて生きていることや、集団の中に帰属していることを自覚するとともに、感謝の気持ちを抱かせる。

《いじめの早期発見》

早期発見の基本は、①生徒のささいな変化に気づくこと②気づいた情報を確実に共有すること③情報に基づき速やかに対応することである。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。また、生活アンケート等を効果的に活用し、教育相談を実施するなど、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

1 生活アンケート調査の実施

1 か月間を振り返り、「楽しかったこと」、「嫌なこと」や「困ったこと」「してはいけないこと」など、5W1Hで回答できるように工夫したり、悩みを相談したい相手を聞いたりするなど、きめ細やかな把握に努める。

2 生活ノートを活用

日々の生活記録に目を通して、交友関係や悩みを把握したり、学年・学級所属職員がコメントを記入したりして、家庭訪問や教育相談に生かす。

3 教育相談の実施

学期に1回、上記1から2を基に、日頃の気づきを話しながら、生徒の悩みや困り感などに寄り添い、信頼関係の構築につとめる。

4 支援委員会（生徒指導情報交換会）の実施

週1回、各学年の気になる生徒の状況について報告する会を設定し、生徒の情報を共有する。このことを通して、いじめや不登校に対して早期に対応できる体制を作る。
いじめが発生した場合は会議を開催し事態の把握と方針を検討・決定する。

5 いじめ・不登校対策委員会の実施

学期に1回、教師全員で生徒の現状と課題を確認し、対応策を検討する。

6 心の教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

週に1度、町からの相談員に来校していただき、生徒への面談を実施したり、教職員が地域の方々の声を聴いたりして、生徒や家庭の情報等を収集する。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにも協力を仰ぐ。

7 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

《いじめに対する措置》

いじめ・不登校対策委員会において、いじめとして対応すべき事案と判断した場合は、保護者の協力を得て、関係機関とも連携して組織的に迅速に対応する。また、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、問題の解消と再発防止まで責任を持ち、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、人間性・社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

さらには、いじめが犯罪行為として認められる「重大な事態」として判断した場合には、教育委員会とも連絡を取り、警察署との相談または通報を行い対処する。

1 いじめられた生徒及び保護者への支援

いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを被害生徒及び保護者に伝え、聴き取りやアンケート調査等により事実関係を聴取する。その際、組織的に対処することとし、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことに留意する。

2 いじめた生徒への指導及び保護者への助言

いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）を行う。また、警察等との連携による措置も含めて毅然とした対応を行う。なお、確実な情報を迅速に保護者に伝え、継続的な助言を行う。

3 いじめが起きた集団への働きかけ

はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」に対して、自分の問題として捉えさせるために、臨時の学級会や集会等を開催し、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。また、いじめを抑止する「仲裁者」となるとともに、誰かに相談する勇気を持つよう指導する。

4 解決に向けた指導・援助と継続的な指導

いじめの解決に向けた指導を組織的に行い、いじめが解消したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い観察し、折に触れて必要な指導を行う。

5 ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直に削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局または地方法務局等と適切な連携を図る。

《年間計画》 計画の見直し

4月	学校いじめ・不登校対策委員会 学校いじめ防止基本方針の確認 (ホームページ上での公開) PTA 総会での説明・確認 生活アンケート	<p>＜学校諸会議等＞</p> <p>生徒指導情報交換会 学校いじめ・不登校対策委員会 生活アンケート</p> <p>＜生徒会活動＞</p> <p>あいさつ運動 人権集会</p> <p>＜PTA 活動＞</p> <p>親子ボランティア 親子スポーツ大会</p> <p>＜地域行事への参加＞</p> <p>町民レクリエーション大会 町文化祭 少年の主張大会 産業まつり 出初式 町音楽祭</p> <p>＜小中高一貫による学習＞</p> <p>歓迎遠足 海浜清掃 合同授業 中高合同体育祭 小中高合同持久走大会 (異年齢集団による学習や体験学習を実施)</p>
5月	生活アンケート	
6月	教育相談 小値賀っ子の心を見つめる教育週間 生活アンケート	
7月	生活アンケート	
8月	平和学習 生活アンケート	
9月	学校いじめ・不登校対策委員会 生活アンケート	
10月	心の教育講演会(全学年) ふれあい体験(1年) 郷土料理教室(2年) 保育実習(3年) 生活アンケート	
11月	教育相談(1・2年) 三者面談(3年) i-check の実施 生活アンケート	
12月	人権集会 性にかかわる講演会(命の教育) 生活アンケート	
1月	学校いじめ・不登校対策委員会 教育相談 食育講演会(全学年)	
2月	生き方講演会(2年) 生活アンケート	
3月	小中高生徒指導情報交換会 生活アンケート	

《組織的な対応イメージ》

①いじめの未然防止

P 1

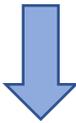
- 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校学級づくり実践資料集等」の活用による教職員の対応力の向上
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 「小値賀っ子の心を見つめる教育週間」等による道徳教育などの充実
- 生徒会活動を通じた自己指導能力の育成
- 生徒の「規範意識」「思いやり」の育成
- 家庭・地域・関係機関との連携強化



②いじめの早期発見

P 2

- 生徒からの訴え
- 他の生徒からの情報
- 教職員の気づき
- 保護者からの相談
- 生活アンケート
- i-check



③情報の収集

- 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他から情報を集める。



④指導・支援体制の組織化

- 支援委員会で指導・支援体制を組む。
(学級担任、養護教諭、生徒指導主事、管理職などで役割を分担)



関係機関との連携



⑤措置A
生徒への指導・支援

- いじめられた生徒には、悔しさやつらさに耳を傾け、常に相談しやすい環境づくりに努める。また、いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。

P 3

- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

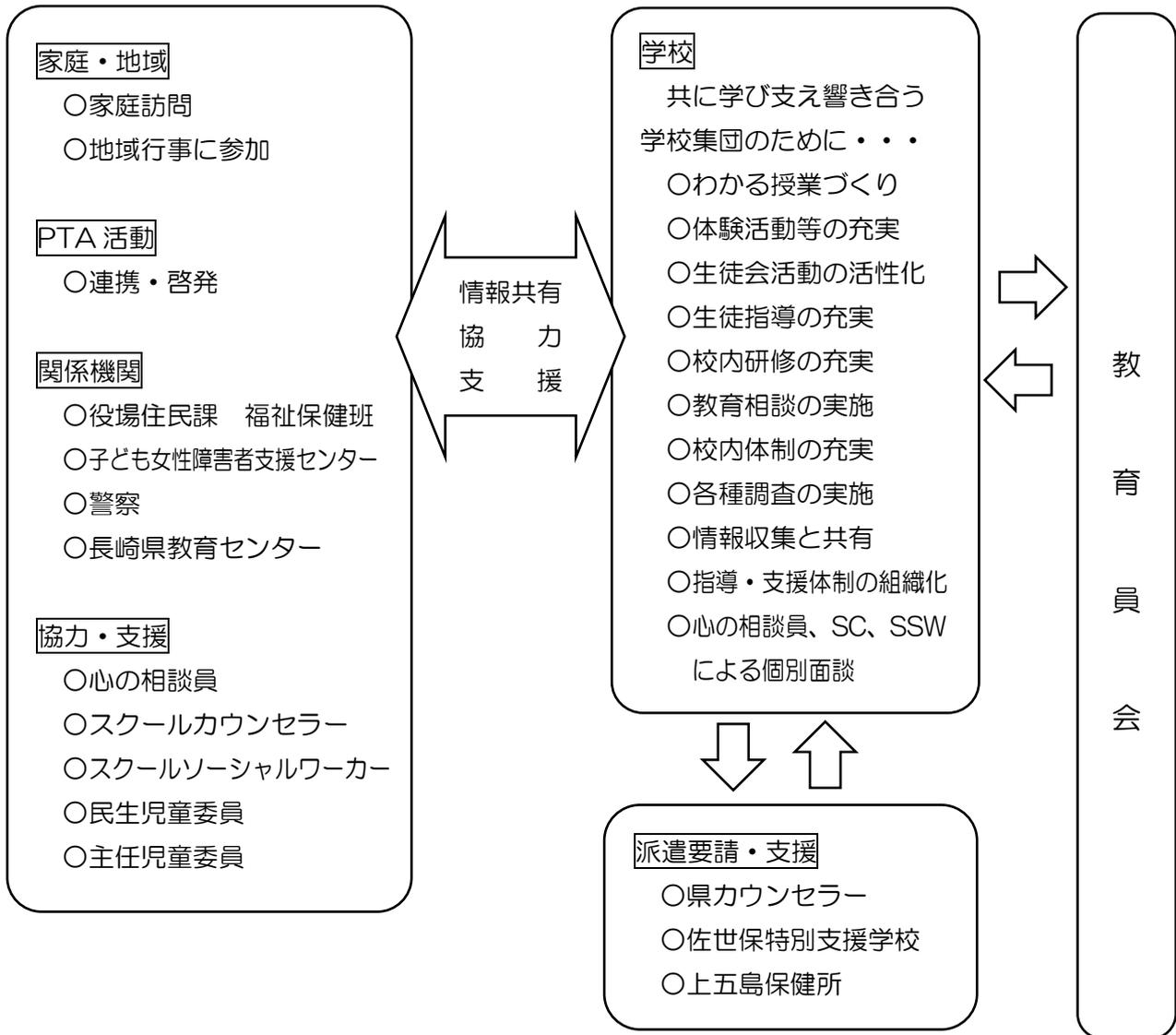
- 経過観察・継続指導を行う。

⑤措置B
保護者との連携

- 担任やつながりのある職員を中心に、即日、または、事実が明らかになった時点で、関係生徒(被害、加害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携について話し合う。

P 3

《いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携》



いじめをなくし、思いやりのある心を育てる

求めて学ぶ生徒 思いやりのある生徒 たくましい生徒

《いじめ・不登校対策委員会の構成員》

校長、教頭、生徒指導主事、学級担任、養護教諭

※必要に応じて、下記メンバー（学校支援会議の厚生委員）を招集する。

PTA 会長、町教育委員長、ココロねっこ推進委員長、主任児童委員、心のサポーター相談員
婦人連絡協議会会長、小値賀駐在所所長、町役場産業振興課担当者

※重大な事態と判断した場合は、町教育委員会と連絡し、関係機関からの協力・支援を依頼する。